

30 答申第 10 号
平成 31 年 1 月 24 日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 武藤 知之

答 申 書

平成 30 年 1 月 25 日付け 30 農総第 81 号による諮問事項について、下記のとおり
答申する。

記

1 諮問事項

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農業経営改善計画、青年等就農
計画、営農計画書、人・農地プラン及び森林経営計画に記載されている農林業経営体の経
営態様等に関する情報を目的外利用することの公益上の必要の有無（条例第 9 条第 3 項）
及び当該目的外利用に係る本人通知の省略の適否（条例第 9 条第 4 項）について

【農政部農政課】

【農政部生産流通課】

【農政部みどりの里づくり推進課】

2 審議会の意見

久留米市が農林業センサスの調査を実施するに当たり、農業経営改善計画、青年等就農
計画、営農計画書、人・農地プラン及び森林経営計画に記載されている農林業経営体の経
営態様等に関する情報を目的外利用することについては、公益上の必要性があり、また、
当該目的外利用に係る本人通知を省略することは適当である。